

学校評価

「学校評価ガイドライン [改訂]」の概要



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



学校評価はなぜ必要か？

学校の組織的・継続的な取組

学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その改善に取り組むなど

説明責任 学校・家庭・地域の連携協力

自己評価及び保護者など学校関係者による評価の実施・公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくなど

教育委員会による支援・改善

学校評価の結果を踏まえて、教育委員会などが、学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上を図ります。

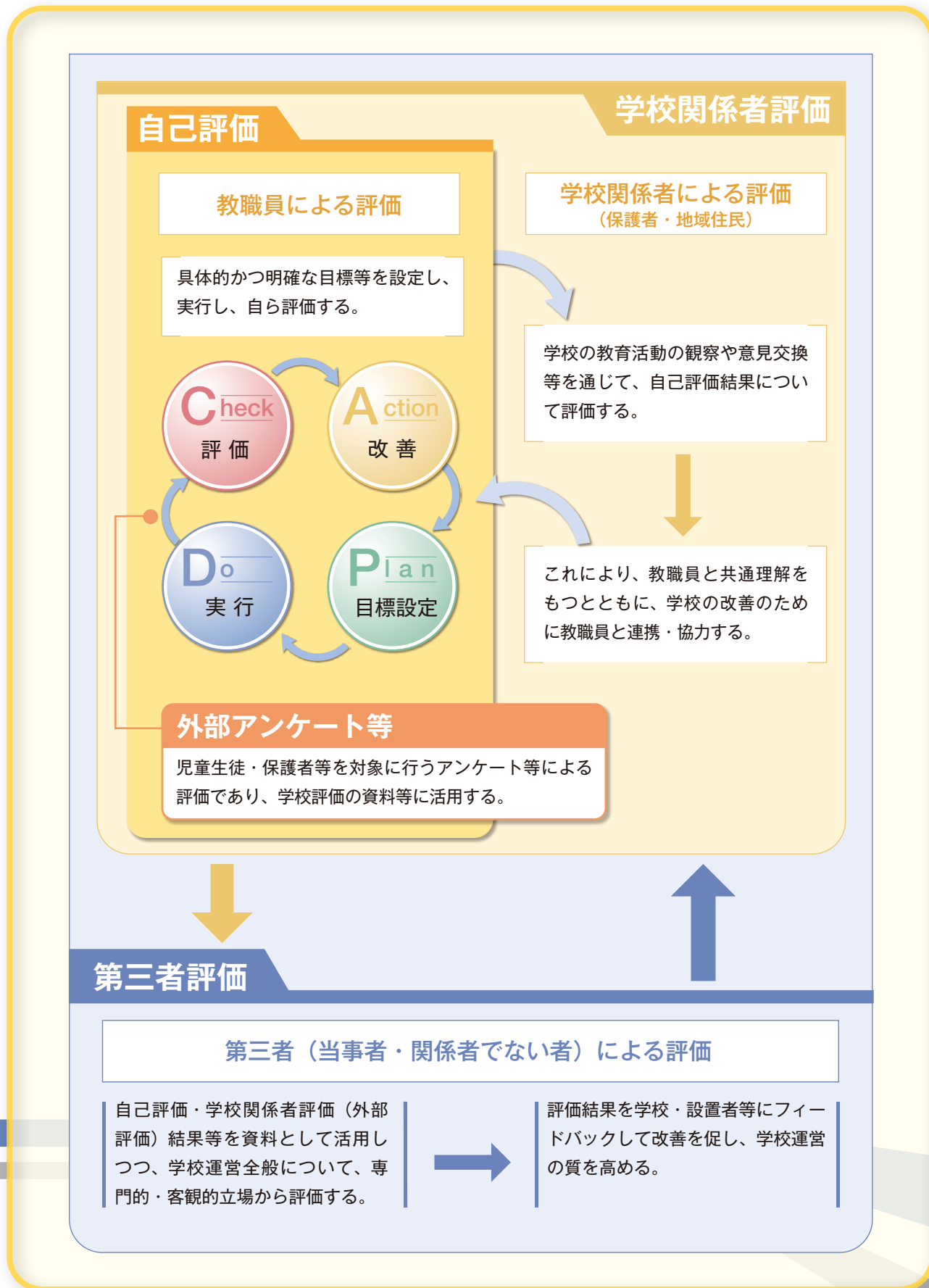
学校評価の結果を教育委員会に報告することで、課題を共有し、それを踏まえて、学校への予算配分や人事配置など適切な支援を行うなど

児童生徒がより良い学校生活を送れるよう
学校運営の改善と発展を目指す



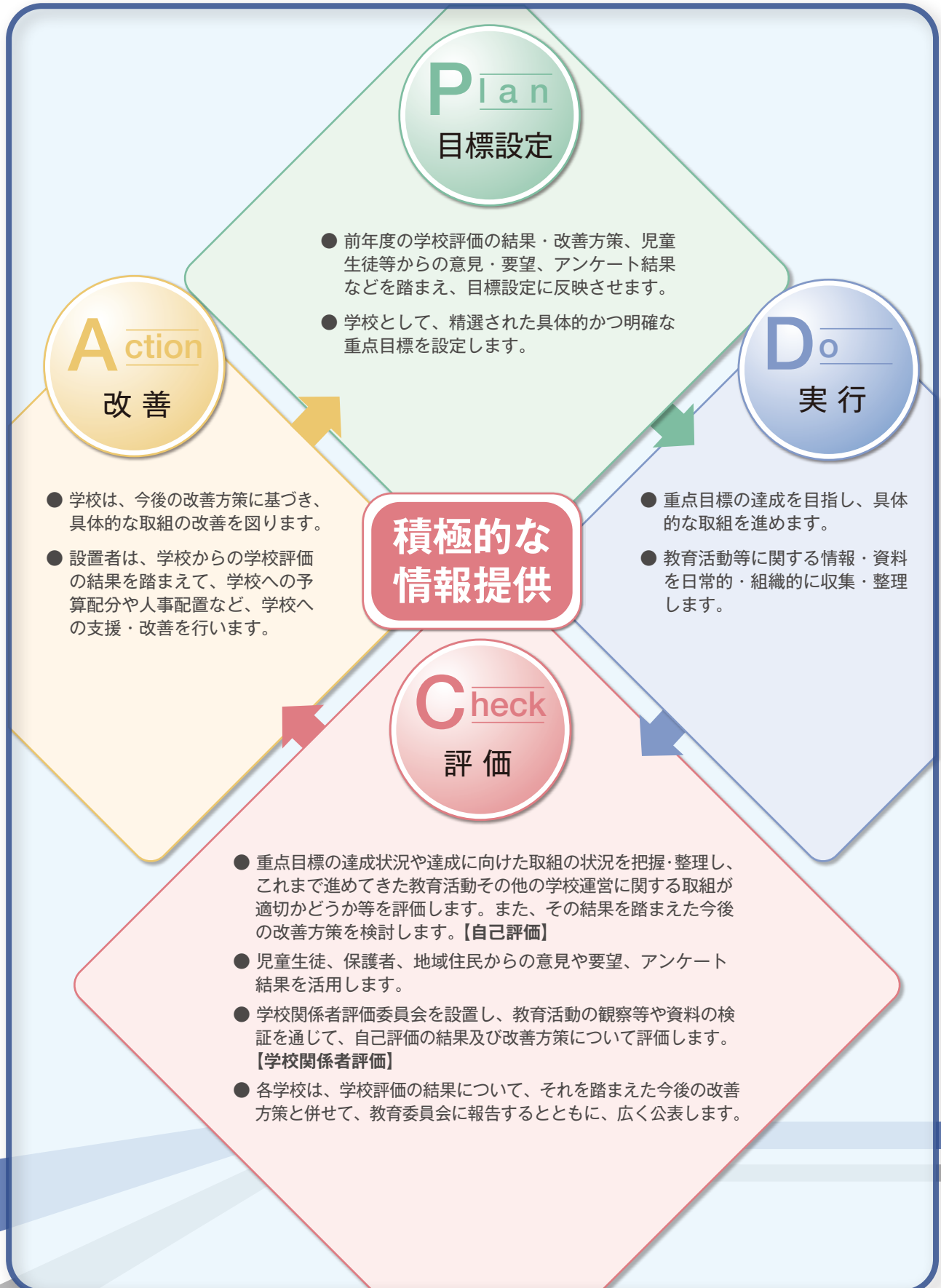
学校評価の実施手法

※ 自己評価・学校関係者評価（外部評価）・第三者評価の囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。





学校評価による改善サイクル





自己評価・学校関係者評価の進め方

学校関係者評価の進め方

学校関係者評価委員会を組織

重点目標、自己評価の取組状況等について説明

学校公開（普段の授業の参観等）を実施（必要に応じて参加者アンケートの実施・公表）

授業・学校行事・施設設備の観察、校長との意見交換等を実施

（中間評価を実施した場合）中間評価の結果について評価

- 自己評価の結果と改善方策について評価を実施
- 評価の結果をとりまとめ

自己評価の進め方

前年度の学校評価の結果・改善方策、児童生徒・保護者等対象のアンケート結果などの検討を踏まえ、

- 重点目標の設定
- 目標達成に必要な評価項目・指標等を設定

年間を通じ、継続的な情報・資料の収集・整理

- 必要に応じて中間評価の実施
- 必要に応じて重点目標、評価項目・指標等の見直し

- 自己評価の実施
- 自己評価の結果を踏まえた改善方策をとりまとめ
- 報告書の作成

学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し

- 自己評価・学校関係者評価の結果と改善方策
- 自己評価・学校関係者評価の結果と改善方策

翌年度の目標設定や具体的取組に反映

方のイメージ

児童生徒・一般の保護者等対象の活動

重点目標の周知

(中間評価を実施した場合)
中間評価の結果の公表

児童生徒、保護者等を対象とした外部アンケート等を実施し、その結果を公表

策を、設置者に報告

策について、広く保護者・地域住民等に公表

設置者による支援・改善

適宜、学校訪問や教職員からの意見聴取の実施

学校への支援や条件整備等の改善のための現状の把握

予算・人事等の支援・改善



学校評価ガイドライン改訂の経緯

● 各学校における実施内容が不十分

● 公表が進んでいない

- PDCA サイクルによる学校改善の推進
- 学校が適切に説明責任を果たす
- 学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める

平成 18 年
3 月

「義務教育諸学校における
学校評価ガイドライン」の策定

学校評価の目的、方法、評価項目、
結果の公表方法等を目安として示す

平成 19 年 6 月
学校教育法改正

平成 19 年 10 月
学校教育法施行規則改正

提
言

平成 18 年
7 月～

学校評価の推進に関する
調査研究協力者会議

- 1 自己評価の実施・公表
- 2 保護者など学校関係者による評価の実施・公表
- 3 評価結果の設置者への報告

議
論

平成 20 年 1 月

「学校評価ガイドライン」の改訂

各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すものとして、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月)を改訂し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象とした「学校評価ガイドライン[改訂]」を平成20年1月に作成した。

※ 幼稚園については、別に、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成20年3月)を作成した。

主な改訂点

- 新たに高等学校をガイドラインの対象に加える。
- 自己評価について、網羅的で細かなチェックとして行うのではなく、重点化された目標を設定し精選して実施することを強調。
- 保護者による評価、学校の積極的な情報提供の重要性と、それらを通じた学校・家庭・地域の連携協力の促進を強調。
- 学校評価の結果を設置者に報告することにより、設置者が学校に対して適切に人事・予算上の支援・改善策を講じることの重要性を強調。

学校評価に関する法令の規定について

学校評価は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づいて行われます。

学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

[これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも適用されます。]

「文部科学大臣の定めるところ」について

学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定し行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

[これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも適用されます。]

学校評価の詳細は

学校評価

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

文部科学省初等中等教育局
教育水準向上プロジェクトチーム
学校評価室

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN